

# 事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 地球環境局環境保全対策課

【評価責任者】 環境保全対策課長 荒井真一

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 1 - ( 4 ) 海洋環境の保全
施策の概要	国連海洋法条約、ロンドン条約、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書(MARPOL73/78条約)」、「油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC条約)」等海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施を図るとともに、新たな国際的規制の枠組みに対応するための準備を進める。また、関係国と協力しつつ、日本海及び黄海を対象とする「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組を進める。
予算額	202,230千円

## 目標・指標、及び目標の達成状況

目標	国際的な連携の下で、油や有害液体物質、廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進するとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備を図る。
達成状況	<p>国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物による海洋汚染防止対策を推進するため、未査定液体物質の審査、廃棄物規制の強化、緊急時対応のための地方自治体職員等への訓練研修等を行った。</p> <p>ロンドン条約96年議定書締結のため、陸上処分体制の確立に向けた検討、国内法制度の整備を進めた。</p> <p>NOWPAPに関しては、CEARAC(NOWPAPのプロジェクトの実施を推進する地域活動センター)の活動等に積極的に参加して今後の活動指針の策定等に協力した。また、リモートセンシングによるモニタリングを行うため、富山県に設置している衛星信号の受信・画像化を行う施設の充実を図り、モニタリングの運用を行っている。</p> <p>海洋環境モニタリングは継続的に実施しており、調査海域における著しい汚染は認められていない。</p>

下位目標 1	条約等の規定に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制を推進する。				
指 標	H13年	H14年	H15年	目標値	H19年
	434万トン	389万トン	384万トン		284万トン
達成状況	ロンドン条約96年議定書締結のため、陸上処分体制の確立に向けた検討、国内法制度の整備を進めた。				

下位目標 2	条約等に基づき我が国の国内制度を整備し、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進する。				
達成状況	規制対象物質を追加するなど廃棄物規制の強化を行うとともに、有識者による検討会を実施して、未査定液体物質の査定を実施し、油、有害液体物質等、廃棄物による海洋汚染防止対策を推進した。				

下位目標 3	油流出事故の発生時における適切な対応体制の整備を推進する。				
達成状況	<p>緊急時対応のため地方公共団体職員等24名に訓練研修を行った。平成8年から平成15年までに本訓練参加者は340名となった。</p> <p>油流出事故に適切に対応するための連絡体制の整備を進めた。</p> <p>油処理剤等の環境面からの評価を行い、油処理剤等の適正使用のための知見を収集した。</p>				

下位目標 4	国連環境計画が推進する北西太平洋地域海計画（NOWPAP）に基づく取組を推進する。				
達成状況	<p>CEARACの活動等に積極的に参画し、今後のNOWPAP活動指針の策定等に協力した。</p> <p>NOWPAPのプロジェクトである特殊モニタリングについて、その手法の確立に向けて、機器の整備・観測手法の開発を行った。</p>				

### 評価、及び今後の課題

評 価	【必要性】(公益性、官民の役割分担等)
	<p>海洋環境について、廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による汚染の進行等が懸念されており、国際的な連携の下に一層の環境保全を図っていく必要がある。</p>
評 価	【有効性】(達成された効果等)
	<p>国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、関連法の着実な施行</p>

	<p>を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。</p> <p>ロンドン条約96年議定書の締結に向けた準備を計画的に進め、議定書締結の準備が整いつつある。</p> <p>NOWPAPの活動促進のための取組を着実に進めた。これにより、NOWPAPについては、事前準備の段階から、リモートセンシングによる海洋環境モニタリング技術の開発等具体的活動の推進の段階に移行しつつある。</p> <p>海洋環境モニタリングにより、我が国周辺海域の海洋汚染の発生状況等を継続的に把握し、その結果、調査海域における汚染は認められなかった。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>海洋環境保全の価値については、貨幣換算する等の経済的価値へ置換することは難しく、効果とコストとの関係を容易に説明することは困難であるが、委託業務、請負業務の事業内容について再度見直しを行い、平成15年度においては、前年度よりさらに効率的な事業の実施に努めた。</p> <p>目標に対する総合的な評価</p> <p>国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の未然防止が図られてきているが、新たな条約の発効等に伴う規制の強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を積極的に講じていく必要がある。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>これまでの検討結果をふまえロンドン条約96年議定書の締結に向けて国内制度を確立し、制度の運用に向けた取組が必要。</p> <p>NOWPAPについては、地域調整ユニット(RCU)の早期設置と活動のさらなる活性化が必要。</p> <p>海洋モニタリングについては、海洋環境モニタリング指針に基づき、効果的に調査を進めることが必要。</p> <p>バラスト水条約の発効に備え、基礎情報の収集と対応体制の整備を進めることが必要。</p>

**政策への反映の方向性**

反映方向分類	理由の説明
1	<p>ロンドン条約96年議定書の締結に向けた国内制度の整備を進めたが、制度の円滑かつ的確な実施のためには、実効に即した運用体制の整備を行う必要があるため、事業を拡充することとする。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 1 - ( 4 ) 海洋環境の保全	
施策共通の 主な政策手段等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</li> <li>・ ロンドン条約及び96年議定書</li> <li>・ MARPOL 73/78条約</li> <li>・ OPRC条約</li> <li>・ 北西太平洋地域海行動計画</li> </ul>	
事務事業名 ( 関連下位目標番号 )	事業の概要	主な政策手段等
廃棄物の海洋投入処 分に係る規制の国内 体制の整備 ( 下位目標 1 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロンドン条約96年議定書の規定に基づく、我が国の国内制度の整備及び、船舶からの廃棄物の海洋投入処分にかかる規制の実施。</li> <li>・ 長期的な海洋環境への影響を適切に把握するためのモニタリングの実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロンドン条約及び96年議定書</li> <li>・ 海洋環境モニタリング推進調査費 ( 103百万円 )</li> </ul>
船舶からの油、有害 液体物質等廃棄物の 排出規制 ( 下位目標 2 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条約等の規定に基づく、我が国の国内制度の整備及び、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出に係る規制の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MARPOL 73/78条約</li> <li>・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</li> </ul>
事故時に備えた環境 保全に係る体制の整備 と事故時における 適切な対応の実施 ( 下位目標 3 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 油流出事故発生時における適切な対応体制の整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OPRC条約</li> <li>・ 油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画</li> </ul>
国際機関及び国際的 な枠組みの下での取 組の推進 ( 下位目標 4 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連環境計画が推進する北西太平洋地域海行動計画に基づく取組の推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北西太平洋地域海行動計画</li> </ul>